

議第 28 号

福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 179 条の第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 8 年 3 月 31 日
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 4 月 16 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 8 年 4 月 日 承 認
王滝村議会議長 下 出 謙 介

専決第 3号

福祉医療費給付金条例（平成21年玉滝村条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8年 3月31日 専決処分
玉 滝 村 長 越 原 道 廣

(別紙)

福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

福祉医療費給付金条例(平成21年王滝村条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第2条第2号中「障害者」を「障がい者」に改める。

第3条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者」を「障がい者」に改め、同条第2項第1号中「障害者」を「障がい者」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条第10号中「及び精神障害者保健福祉手帳交付者の入院」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児・児童、<u>障がい者</u>、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けたときに福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障がい者</u> 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 給付金は、前条第1号から第4号までに規定する者（これらの2以上に該当す</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児・児童、<u>障害者</u>、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けたときに福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者</u> 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 給付金は、前条第1号から第4号までに規定する者（これらの2以上に該当す</p>

改正後	改正前
<p>る者については、いずれか一に限る。) で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本村の区域外に所在する特定施設 (<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号) 第19条第3項並びに附則第4条、第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。) に入所する<u>障がい者</u>のうち、同法第19条第3項の規定により本村長が支給決定を行うもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。</p> <p>(1) 特定施設に入所する<u>障がい者</u>のうち、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第19条第3項の規定により本村以外の市町村長が支給決定を行う者</p> <p>(2)~(8) (略)</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第6条 村長は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次の各号に掲げる額を控除し給付金として支給する。</p>	<p>る者については、いずれか一に限る。) で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本村の区域外に所在する特定施設 (<u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号) 第19条第3項並びに附則第4条、第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。) に入所する<u>障害者</u>のうち、同法第19条第3項の規定により本村長が支給決定を行うもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。</p> <p>(1) 特定施設に入所する<u>障害者</u>のうち、<u>障害者自立支援法</u>第19条第3項の規定により本村以外の市町村長が支給決定を行う者</p> <p>(2)~(8) (略)</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第6条 村長は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次の各号に掲げる額を控除し給付金として支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 身体障害者手帳交付者のうち障害程度が4から6級の者、療育手帳交付者のうち障害程度（総合判断）がB2の者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害程度が3級に係るものにあつては、各号により算定した額の2分の1の額</p>	<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 身体障害者手帳交付者のうち障害程度が4から6級の者、療育手帳交付者のうち障害程度（総合判断）がB2の者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害程度が3級及び精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係るものにあつては、各号により算定した額の2分の1の額</p>